



許可番号 02121000326

# 産業廃棄物処分業許可証

住 所 岐阜県飛騨市神岡町鹿間1-1

氏 名 神岡鋳業株式会社  
代表取締役 渋江 隆雄

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

岐阜県飛騨振興局長 齋藤 彰



許可の年月日 平成23年 3月26日  
許可の有効年月日 平成28年 3月25日

## 1 事業の範囲

### (1) 中間処理 (焼却)

汚泥(無機性汚泥に限る。)、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず  
(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず

上記4品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

鋳さい、ばいじん

以上 6種類

### (2) 中間処理 (溶解)

ばいじん

無印複写厳禁

以上 1種類

### (3) 中間処理 (破碎)

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず

上記3品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上 3種類

## 2 事業の用に供するすべての施設

### (1) 種類: 焼却施設 1

設置場所: 岐阜県飛騨市神岡町鹿間字清水93番 外

設置年月日: 平成7年7月31日

汚泥(無機性汚泥に限る。) 12m<sup>3</sup>/日

上記 1品目は、石綿含有産業廃棄物を除く。

廃プラスチック類 11t/日

上記 1品目は、石綿含有産業廃棄物を除く。

金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず

上記2品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

鋳さい

440t/日

以上 5種類

許可年月日: 平成7年6月19日

許可番号: 岐阜県指令環整第14号の2

## (2)種 類：破碎施設1

設置場所：岐阜県飛騨市神岡町鹿間字清水93番 外

設置年月日：平成7年7月31日

廃プラスチック類 54t/日 (6.75t/時間)

上記 1品目は、石綿含有産業廃棄物を除く。

金属くず 377t/日 (47.125t/時間)

上記 1品目は、石綿含有産業廃棄物を除く。

以上 2種類

許可年月日：平成7年6月19日

許可番号：岐阜県指令環整第14号の3

## (3)種 類：焼却施設2

設置場所：岐阜県飛騨市神岡町鹿間字沖40番1 外63筆

設置年月日：平成18年4月17日

ばいじん 90t/日 (3.75t/時間)

以上 1種類

許可年月日：平成18年3月28日

許可番号：岐阜県指令廃対第5号の19

## (4)種 類：溶解施設

設置場所：岐阜県飛騨市神岡町東町字六郎811番1 外10筆

設置年月日：平成18年4月17日

ばいじん 252t/日 (10.5t/時間)

以上 1種類

無断複写厳禁

## (5)種 類：破碎施設2

設置場所：飛騨市神岡町鹿間字清水93番 外63筆

設置年月日：平成18年10月18日

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず

上記3品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

60t/日 (2.5t/時間)

以上 3種類

許可年月日：平成18年10月2日

許可番号：岐阜県指令廃対第41号の10

## 3 許可の条件

なし

## 4 許可の更新又は変更の状況

昭和63年	6月13日	産業廃棄物処理業許可（新規）
平成2年	4月18日	産業廃棄物処理業許可（変更）
平成3年	3月26日	産業廃棄物処理業許可（変更）
平成4年11月	2日	産業廃棄物処分業許可（変更）
平成5年	7月16日	産業廃棄物処分業許可（変更）
平成6年	8月9日	産業廃棄物処分業許可（変更）
平成7年	8月1日	産業廃棄物処分業変更届（書換）
平成8年	3月26日	産業廃棄物処分業許可（更新）
平成9年	8月19日	産業廃棄物処分業変更届（書換）
平成12年	9月7日	産業廃棄物処分業変更届（書換）
平成13年	3月26日	産業廃棄物処分業許可（更新）
平成15年	9月22日	産業廃棄物処分業変更届（書換）



許可番号 02121000326

平成16年11月 9日 産業廃棄物処分業変更届（書換）  
平成18年 3月26日 産業廃棄物処分業許可（更新）  
平成18年 5月31日 産業廃棄物処分業許可（変更）  
平成18年11月10日 産業廃棄物処分業許可（変更）  
平成19年 8月27日 産業廃棄物処分業変更届（書換）  
平成23年 3月26日 産業廃棄物処分業許可（更新）

- 5 許可の申請がされた日における規則第10条の4第3項に掲げる基準への適合性  
該当なし
- 6 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 有 ・  無

無断複写厳禁